

## 参加者の有無を確認する公募

令和7年12月18日

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 吉岡知哉

### 1. 件名

令和8年度一般乗用旅客自動車（タクシー）供給業務

### 2. 当該公募の趣旨

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の役職員の緊急時又は公共交通機関が使用できない時間帯等の移動手段として、安全かつ安定した輸送確保等を目的とした一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給を受けるものである。

本機構の提示する条件を全て備えた事業者（以下「特定事業者」という。）を契約相手先として契約手続を行う予定としているが、当該特定事業者以外で、次の応募要件を満たし、一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給を希望する者の有無を確認する目的で、応募申込書等の書類提出を招請する公募を実施するものである。

### 3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4. 基本的要件

本件公募に参加できる者は、以下の条件を全て満たしている者とする。

(1) 令和7・8・9年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和7年3月31日付官報号外政府調達第57号の官報の競争参加資格の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において隨時受け付けている。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 本機構理事長から取引停止を受けている期間中でないこと。

(4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77条）に規定するところの暴力団及びその構成員、準構成員又はその関係者でないこと。

※他の事業者から本件業務の委任を受けた事業者が応募する場合は、委任した他の事業者が上記の条件を満たすこと。

### 5. 業務に必要となる特殊な技術及び設備等の条件

本件公募に参加できる者は、下記の条件を全て満たしている者とする。

(1) 関東運輸局の認可を受けており、営業区域が「特別区、武藏野市及び三鷹市」であるタクシー会社を利用可能であるタクシー乗車券（以下「乗車券」という。）を発行できること。

(2) 24時間配車可能であること。

(3) 請負者の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の仲介を行うこと。また、事故発生時、翌営業日午前中までに本機構担当者まで報告を行うこと。

(4) 本役務契約に係る事務手数料がかからないこと。

(5) 料金後払い乗車券が使用できること。

(6) 本機構から乗車券の発行請求があった際、必要な数量について、原則として請求日を含む5営業日以内に納入可能であること。

(7) 乗車券の使用金額について、上限金額を設定できること。

(8) 乗車券には使用期限及び本機構の指定する部署コードを記載すること。

### 6. 手続等

(1) 応募先及び問合せ先

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人日本学生支援機構 財務部経理課契約係 電話 03-6743-6022

(2) 公募要領及び業務概要書の配付方法

本公告の日から令和8年1月15日（木）までに、本機構ホームページからダウンロードすること。

ダウンロードにはパスワードが必要なため、令和8年1月15日（木）午後5時までに、以下のとおり keiri-k@jasso.go.jp へ依頼すること。

① 電子メールの件名は「パスワード交付依頼（令和8年度一般乗用旅客自動車（タクシー）供給業務）」とすること。

② 電子メール本文に、会社名、全省庁統一資格の業者コード、担当部署、担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載すること。

(3) 応募申込書の提出期限、場所及び方法

令和8年1月26日（月）午後5時までに上記（1）の部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、郵送の場合は上記期限必着とするため留意すること。

※上記の方法以外（電報、FAX、電話、電子メール等）での提出は受け付けない。

### 7. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 公募説明会  
行わない。

(3) 契約書作成の要否  
要。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記6.（1）に同じ。

(5) 本機構は独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象となっているため、提出された応募申込書等は本機構の保有する法人文書として開示されることがあるので予め承知の上、公募に参加すること。

また、本機構が調達する案件の契約情報については、本機構の契約事務取扱細則に基づきホームページ等で開示を行うので、予め承知の上、公募に参加すること。

(6) 上記（5）のほかに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなっている。これに基づき、機構との関係に係る情報についてはホームページ等で公表を行うため、該当がある場合は、契約締結時に下記URLの様式を提出すること。

[https://www.jasso.go.jp/about/procurement/nyusatsu\\_buppin/\\_icsFiles/afieldfile/2023/08/10/jyoho\\_kouhyou.pdf](https://www.jasso.go.jp/about/procurement/nyusatsu_buppin/_icsFiles/afieldfile/2023/08/10/jyoho_kouhyou.pdf)

なお、当該案件への応募又は契約の締結をもって所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意したものとみなすこととする。

(7) 詳細は公募要領による。

以上